

重要事項説明書

(指定通所介護事業)

当事業所は介護保険の指定を受けています。(栃木県指令高対第1047号)

当事業所はご契約者に対して指定通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されているサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

1. 事業者

- | | |
|-----------|------------------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 関記念 栃の木会 |
| (2) 法人所在地 | 栃木県下都賀郡壬生町大字北小林812番地 |
| (3) 電話番号 | 0282-86-0177 FAX0282-86-3036 |
| (4) 代表者 | 理事長 関 佳代子 |

2 事業所の内容

- | | |
|----------------|----------------------------------|
| (1) 事業所の種類 | 指定通所介護事業所(平成11年11月1日指定) |
| (2) 事業所の名称 | 社会福祉法人 関記念栃の木会 老人デイサービスセンターしもつけ荘 |
| (3) 事業所の所在地 | 栃木県下都賀郡壬生町大字北小林812番地 |
| (4) 事業所の目的 | 介護保険法令及び運営方針の趣旨に従いサービス提供を行います。 |
| (5) 事業所番号 | 0972300099 |
| (6) 電話番号 | 0282-86-0177 FAX0282-86-3036 |
| (7) 管理者氏名 | 施設長 北條 真博 |
| (8) 営業日及び営業時間 | |
| 営業日 | 月曜日～土曜日、祝日(ただし、1月1日～1月3日は除く) |
| 営業時間 | 午前8時30分～午後5時00分 |
| サービス提供時間 | 午前9時00分～午後4時30分 |
| (9) 利用定員 | 指定通所介護事業 35名 |
| (10) 当事業所の運営方針 | |

事業所の職員は、通所介護サービス利用のご契約者に対する入浴、排泄、食事及び日常生活介護その他生活全般にわたる援助を次の方針に従って行います。

- ①ご契約者がある有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援します。
- ②日常生活上の支援を行うことにより、契約者の社会参加を促し、ご家族の心身の負担の軽減を図ります。
- ③ご契約者の介護状態の軽減及び増悪防止を図られるよう計画的に行います。
- ④自らが提供するサービスの質の評価を行い、常に改善を図ります。

- (11) 通常の実施地域 壬生町、下野市、宇都宮市の一部、栃木市の一部、鹿沼市の一部区域

3. 事業所の従業者体制

職種	職務の内容	常勤	非常勤	合計
管理者	業務の一元的な管理	1名	-	1名
介護職員	主に介護業務等に従事する	5名以上	-	5名以上
生活相談員	生活相談及び指導等	2名以上	-	2名以上
看護職員	主に健康管理、保健衛生管理等に従事する	1名以上	2名以上	3名以上
機能訓練指導員	身体機能の向上・健康維持のための指導	1名以上	-	1名以上

※括弧内は兼務

4.提供する介護サービス

◇通所介護サービス

当事業所の通所介護サービスは、ご利用者の身体の状況等を考慮し、次のサービスを提供します。

①送迎

- ・送迎車により、事業所と自宅との間を行います。
- ・通常の営業時間の利用の方を送迎します。

②健康チェック

- ・看護職員が健康管理を行います。

③入浴（清拭を含む）

- ・見守りや直接介助により、入浴を提供します。

④食事

- ・管理栄養士の立てる献立表により、ご利用者に合った食事を提供します。

⑤排泄

- ・随時、排泄介助をいたします。

⑥機能訓練

- ・個別機能訓練計画書により、機能訓練指導員が計画的に機能訓練を行い、日常生活動作の維持及び低下の防止に努めます。

⑦レクリエーション等

5.苦情の受付について

(1)当事業所における苦情の受付

苦情受付専用窓口

老人デイサービスセンターしもつけ荘

電話 0282-86-0177（当事業所）

受付時間

毎週月曜日～土曜日 午前8時30分～午後5時00分

受付担当者

デイサービス主任 菊地貴子

※上記の者が不在の時には、代理の者がお伺いいたします。

(2)行政機関その他苦情受付機関

壬生町 健康福祉課介護保険係	下都賀郡壬生町通町12番22号 0282-81-1876（受付時間8:30～17:30）
下野市 高齢福祉課介護保険グループ	下野市笹原26 0285-32-8904
宇都宮市 高齢福祉課	宇都宮市旭1丁目1-5 028-632-2906
栃木市 高齢介護課介護保険係	栃木市万町9-25 本庁舎2階 0282-21-2251
鹿沼市 介護保険課	鹿沼市今宮町1688-1 行政棟1階 0289-63-2283
栃木県国民健康保険団体連合会	宇都宮市本町3番9号 栃木県本町合同ビル内 028-643-2220（受付時間8:30～17:00）
福祉サービスの苦情解決 （栃木県運営適正化委員会）	宇都宮市若草1-10-6 とちぎ福祉プラザ内 028-622-2941（受付時間9:00～16:00）

6.通所介護サービスの利用料金

◇厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該通所介護が法定代理受領サービスである時は、介護保険法による介護報酬の告示上の額として設定します。

◇自己負担額については、市町村から交付される介護保険負担割合証に記載されている利用者の負担割合に応じて1割から3割をご負担頂きます。

※利用料金等については、別紙利用料金表参照

◆支払方法

前記の料金・費用は、原則として1ヶ月ごとに計算し、利用月の翌月15日までにご請求し、

毎月20日前後にご指定の銀行口座からの自動振替または窓口にて現金でお支払い頂きます。
※当施設での自動振替にご利用いただける金融機関は、足利銀行および栃木銀行となります。
※振替手数料は実費負担となります
なお、月末までに振替不能の場合には、下記の銀行口座に直接お振込みください。

足利銀行 おもちゃのまち支店 (普通) No.2 8 6 1 2 0 0

しゃかいふくしほうじん せききねんとち きかい
社 会 福 祉 法 人 関 記 念 栃 の 木 会
とくべつようごろうじんほーむ そうでいきーびすせんたー
特 別 養 護 老 人 ホー ム し も つ け 荘 デ イ サ ー ビ ス セ ン タ ー
せんたーちよう ほうじよう まきひろ
セ ン タ ー 長 北 條 真 博

7.介護保険対象外サービス

- (1) 介護保険における介護認定がなされていない場合及び利用者に係る介護サービス計画（ケアプラン）が作成されていない場合は、サービス利用の全額をいったん支払うものとします。ただし、介護認定、介護サービス計画の手続きが完了したあとに、自己負担額を除く金額が償還払されます。
- (2) 介護保険外のサービス提供によるものは全て自己負担となります。

8.サービスの終了

- (1) 契約者の都合でサービスを終了する場合
サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出下さい。
- (2) 自動終了
 - ・ご契約者が介護保険施設に入所又は死亡した場合
 - ・ご契約者の介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
- (3) 当センターが理由なく正当なサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、ご契約者は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
- (4) ご契約者の入院もしくは病気等により、1ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合。
- (5) ご契約者が、正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、本契約を継続し難いほどの背信行為を行なった場合。

9.サービスの内容の変更

介護サービスの実施にあたり、サービス利用当日、ご契約者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更または中止することがあります。
悪天候（大雪、台風等）または災害等によりサービスの実施が困難な場合には、サービスを変更もしくは中止することがあります。

10.個人情報

サービス担当者会議において、その他特別な事情においてご契約者の個人情報を用いる場合は、ご家族の同意を得た上で使用いたします。又、個人情報等などの業務上知り得た事項については、正当な理由なく使用することを禁止すると共に秘密保持に務め十分配慮して使用いたします。

11.事故発生時の対応

- (1) 何等かの事故が発生した場合、当事業所の定める事故対応マニュアルに基づき連絡、調整等迅速に対応するとともに、利用者の人命を最優先に対処いたします。
- (2) 前項の事故について、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その原因を解明し、再発防止に努めます。
- (3) 人命に関わるような重大な事故が発生した場合は市町村、行政機関、県、警察等への報告・届出いたすこととします。

※事故発生時の対応

1. 状況の把握と確認を行う。
確認項目：意識及び呼吸の確認

緊急性、重大性の把握（緊急及び警察の要請が必要か否か）

治療の必要性の把握（通院検査、治療が必要か否か）

2. 応急処置を実施する。

実施項目：状態に合わせた適切な応急処置を行う（気道確保、人工呼吸、心臓マッサージ等）
救急車要請の場合は救急隊に状況を詳細に伝える。

3. 家族へ連絡、報告する。

対応項目：緊急連絡先に従い、速やかに連絡をする。
事実に基づく状況の説明を行う。

4. 担当ケアマネージャーに連絡、報告

5. 処理責任者へ報告する。

行動指針に基づき5W1Hで的確な判断のもと正確に報告する。

処理責任者が不在の場合は代理へ報告する。

処理責任者：デイサービス主任 代理：生活相談員

12.損害賠償

指定通所介護事業の提供に伴って当事業者の責に帰すべき事由によって、ご契約者が損害を被った場合、当事業者はご契約者に対して速やかにその損害を賠償するものとします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

また、ご契約者の正規帰すべき事由によって、等事業者が損害を被った場合、ご契約者及び署名代理人は連帯して当事業者に対して損害を賠償するものとします。

13.身体拘束の適正化について

当施設は身体拘束等の適正化指針に基づき、ご利用者又は他のご利用者等の生命または身体を保護するために「緊急やむを得ない場合」を除き、身体拘束その他ご利用者の行動を制限する行為は行いません。

緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態、日時、その際のご利用者の心身の状況、または緊急やむを得なかった事由を記録し、保存します。

14.虐待の防止について

当施設は、利用者等の虐待防止に関する指針に基づき、次に掲げる必要な措置を講じます。

- (1) 職員がご利用者への支援にあたっての相談ができる体制を整えるほか、職員が利用者等の権利擁護取り組める環境の整備に努めます。
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について職員に周知徹底を図ります。
- (3) 職員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

15.非常災害対策

当事業所では、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、防災計画に基づき、適切な対応を行います。

- (1) 防火担当者、火元責任者を設置し、定期的に自主点検を行う。
- (2) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。
- (3) 火災発生また地震等の災害が発生した場合、自衛消防隊を編成し任務の遂行に当る。
- (4) 年2回以上、避難訓練を行う。
- (5) その他必要な災害防止対策についても、必要に応じて対応する体制をとる。

16.事業継続計画について

当施設は、感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に必要なサービスが安定的、継続的に提供される体制を構築し連携を図ります。

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する通所サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（事業継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。

(3) 定期的に事業継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

17.提供するサービスの第三者評価の実施状況

※ 実施なし

令和 年 月 日

指定通所介護サービスの開始に当たり、契約者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明し交付しました。

事業者

所在地 栃木県下都賀郡壬生町大字北小林812番地
事業所名 社会福祉法人 関記念栃の木会
管理者 老人デイサービスセンターしもつけ荘 施設長 北條 真博 ⑩
説明者 職種 () 氏名【 ⑩】

私は、契約書及び本書面により、事業者から指定通所介護サービスについて重要事項説明を受け同意しました。

契約者（利用者本人）

住所
氏名 ⑩

署名代理人

住所
氏名 ⑩

(契約者との関係 :)